令和８年度第６回福島地方最低賃金審議会

日時：令和８年９月 14 日（月）
午前 10 時 00 分～
場所：福島第二地方合同庁舎
１階共用会議室

次　　第

１．開会

２．定足数の確認

３．議事
（１）福島県特定最低賃金改正について
必要性の有無の審議及び答申
＜必要性有りの答申がなされた場合＞
①金額改正決定の諮問
②特定最低賃金専門部会の設置・運営
③審議会令第６条第５項の適用

４．その他

５．閉会

令和８年度第６回福島地方最低賃金審議会
会　議　資　料　目　次

（資料№）　　（頁）

１　目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ
（第 75 回中央最低賃金審議会配布資料）・・・・・・・・・・・・・・ 359

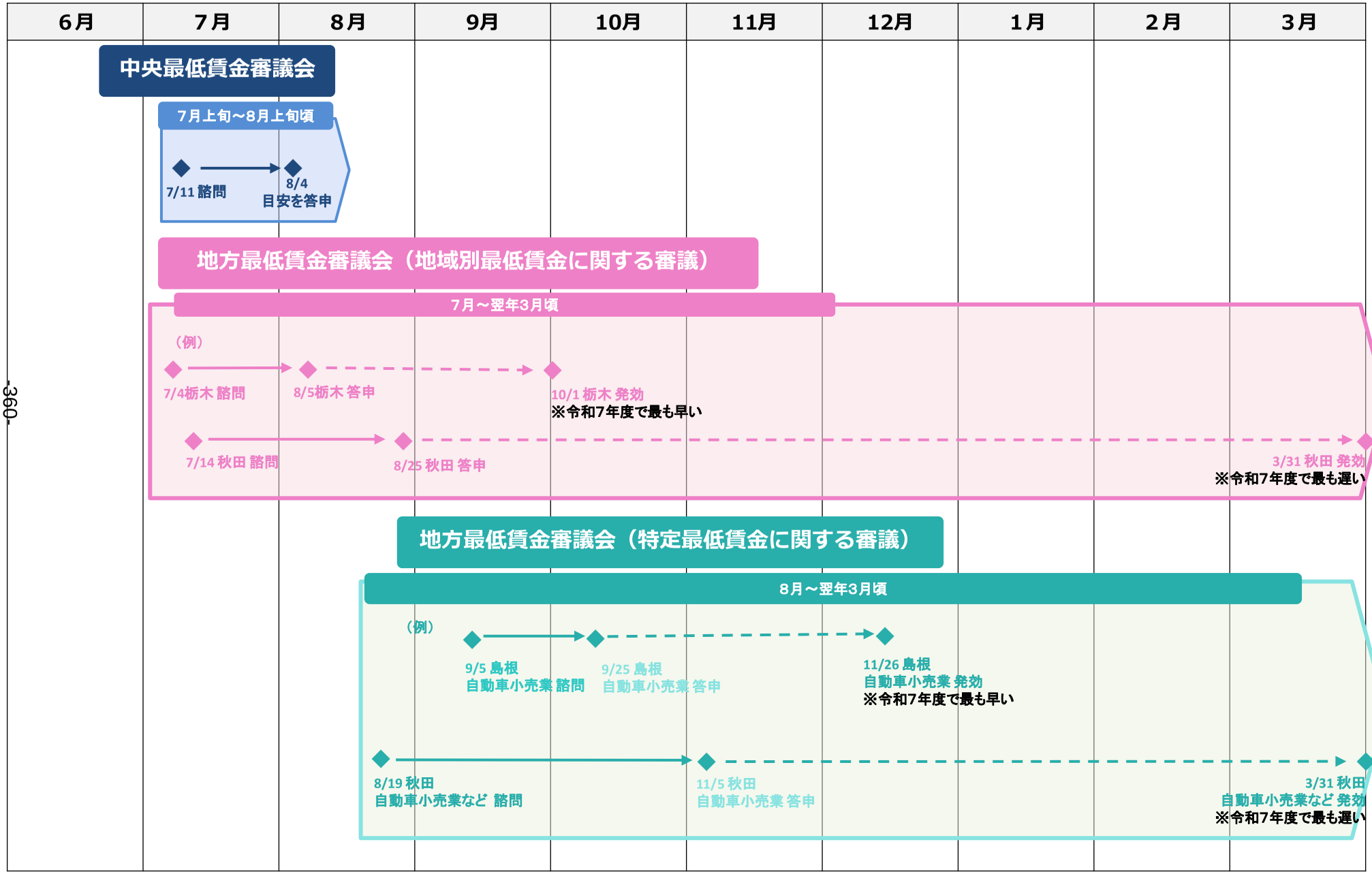
資料No.1

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ（令和７年度の例）



令和７年度　地域別最低賃金額一覧

ランク	都道府県名	最低賃金額（円）※時間額 R7	最低賃金額（円）※時間額 R6	引上額	答申日	発効日
A	埼玉	1,141	(1078)	63	R7.8.8	R7.11.1
	千葉	1,140	(1076)	64	R7.8.7	R7.10.3
	東京	1,226	(1163)	63	R7.8.7	R7.10.3
	神奈川	1,225	(1162)	63	R7.8.8	R7.10.4
	愛知	1,140	(1077)	63	R7.8.21	R7.10.18
	大阪	1,177	(1114)	63	R7.8.19	R7.10.16
B	北海道	1,075	(1010)	65	R7.8.8	R7.10.4
	宮城	1,038	(973)	65	R7.8.8	R7.10.4
	福島	1,033	(955)	78	R7.9.5	R8.1.1
	茨城	1,074	(1005)	69	R7.8.18	R7.10.12
	栃木	1,068	(1004)	64	R7.8.5	R7.10.1
	群馬	1,063	(985)	78	R7.8.26	R8.3.1
	新潟	1,050	(985)	65	R7.8.6	R7.10.2
	富山	1,062	(998)	64	R7.8.18	R7.10.12
	石川	1,054	(984)	70	R7.8.12	R7.10.8
	福井	1,053	(984)	69	R7.8.12	R7.10.8
	山梨	1,052	(988)	64	R7.8.27	R7.12.1
	長野	1,061	(998)	63	R7.8.7	R7.10.3
	岐阜	1,065	(1001)	64	R7.8.21	R7.10.18
	静岡	1,097	(1034)	63	R7.8.26	R7.11.1
	三重	1,087	(1023)	64	R7.8.15	R7.11.21
	滋賀	1,080	(1017)	63	R7.8.8	R7.10.5
	京都	1,122	(1058)	64	R7.8.27	R7.11.21
	兵庫	1,116	(1052)	64	R7.8.8	R7.10.4
	奈良	1,051	(986)	65	R7.8.8	R7.11.16
B	和歌山	1,045	(980)	65	R7.8.21	R7.11.1
	島根	1,033	(962)	71	R7.8.18	R7.11.17
	岡山	1,047	(982)	65	R7.8.20	R7.12.1
	広島	1,085	(1020)	65	R7.8.18	R7.11.1
	山口	1,043	(979)	64	R7.8.19	R7.10.16
	徳島	1,046	(980)	66	R7.9.1	R8.1.1
	香川	1,036	(970)	66	R7.8.20	R7.10.18
	愛媛	1,033	(956)	77	R7.9.1	R7.12.1
	福岡	1,057	(992)	65	R7.8.20	R7.11.16
C	青森	1,029	(953)	76	R7.8.28	R7.11.21
	岩手	1,031	(952)	79	R7.8.28	R7.12.1
	秋田	1,031	(951)	80	R7.8.25	R8.3.31
	山形	1,032	(955)	77	R7.9.3	R7.12.23
	鳥取	1,030	(957)	73	R7.8.8	R7.10.4
	高知	1,023	(952)	71	R7.8.29	R7.12.1
	佐賀	1,030	(956)	74	R7.8.26	R7.11.21
	長崎	1,031	(953)	78	R7.9.2	R7.12.1
	熊本	1,034	(952)	82	R7.9.4	R8.1.1
	大分	1,035	(954)	81	R7.9.4	R8.1.1
	宮崎	1,023	(952)	71	R7.8.25	R7.11.16
	鹿児島	1,026	(953)	73	R7.8.29	R7.11.1
	沖縄	1,023	(952)	71	R7.8.26	R7.12.1
全国加重平均		1121	(1055)	66		

特定最低賃金について

○　地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、**関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せ**をするもの（※）。
（※）特定最低賃金が設定された場合でも、使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。

○　**関係労使の申出に基づき**、最低賃金審議会の調査審議を経て、**地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定**される。

○　令和8年4月1日現在、全国で223件設定（うち地域別最賃を上回るのは112件）。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のものは1件のみ（平成12年以降、改正されず）。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○　労使の取組を補完するもの	○　すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット
適用対象	○　産業又は職業ごとに適用 （実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている）	○　産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○　都道府県ごとに適用
決定方式	○　関係労使の申出により新設、改正又は廃止 新設　　：対象労働者の2分の1以上の労働協約等 改正・廃止：対象労働者の3分の1以上の労働協約等 ○　新設、改廃を含め運用は労使のイニシアティブによる	○　行政機関に決定を義務付け （全国各地域について必ず決定）

特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件

○　特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、**（１）（２）の２つの枠組みとすること**や、**新設・改正・廃止の要件**等については、いずれも**中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められている**。

○　特定最低賃金は、一定規模の労働協約の締結等を要件としているため、**実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高く交渉力がある産業（製造業）となる傾向**がある。地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず、**結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加**している。

（１）労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1,000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）がある場合

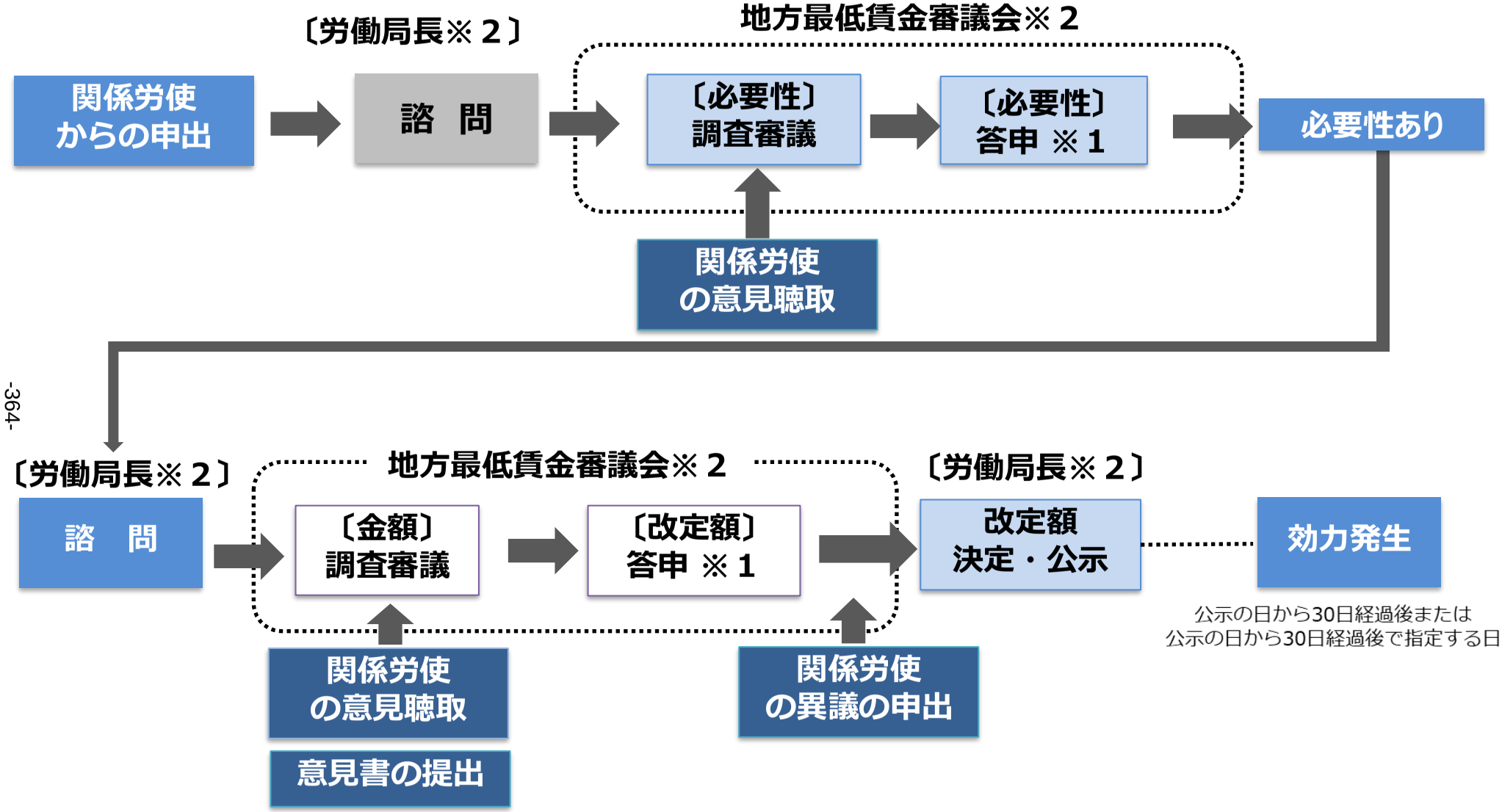
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
①　基幹的労働者の**２分の１以上**が労働協約の適用を受けること ②　労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること	①　基幹的労働者の概ね３分の１以上が労働協約の適用を受けること ②　労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

（２）公正競争ケース：　事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○　企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合（注）	○　適用される労働者又は使用者の概ね３分の１以上の合意による申出等

（注）「一般の産業では企業間に賃金格差は存在し、またその生ずる原因は多様。賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当ではない」、「競争関係の存在を前提にして、『より高いレベルでの公正競争』確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待」する旨、同じく労使合意で定められている。

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



※１　特定最低賃金の決定・改正・廃止の**必要性**や、**金額審議**については、**全会一致の議決に至るよう努力**するものとされている（**労使合意による取り決め**）。

※２　特定最低賃金の適用区域が２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読み替える。

令和７年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和７年４月時点の特定最低賃金

224件　（うち旧産別最低賃金２件）　＜全国に適用される特定最低賃金1件を含む＞

改正申出　**188件**

新設申出　**11件**（※１）

必要性有無の審議

改正185件

新設11件

必要性あり **112件**

必要性なし **73件**

必要性あり **0件**

必要性なし **11件**

金額審議 112件

改正決定 **112件**

改定なしで地賃超 **0件**

改定なしで地賃下回る

要件未充足 **3件**

申出なし **36件**（※２）

各地域別最低賃金を上回る特定最低賃金 **112件**

各地域別最低賃金を下回る特定最低賃金 **111件**（※２）

（※１）新設申出11件の内訳は以下のとおり
<千葉県>
① 総合スーパーマーケット

<東京都>
② 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
③ 自動車小売業(新車)

<神奈川県>
④ 自動車（新車）小売業
⑤ 電線・ケーブル製造業
⑥ 自動車・同附属品製造業
⑦ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

<京都府>
⑧ 百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア
⑨ 百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター

<和歌山県>
⑩ 百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット

<広島県>
⑪ 各種商品、各種食料品小売業

令和８年４月１日時点の特定最低賃金
223件（うち旧産業別最低賃金１件）

＜全国に適用される特定最低賃金１件を含む＞
（※２）旧産業別最低賃金１件は最低賃金法第17条に基づき３月31日限りで廃止されている

最低賃金法第17条：特定最低賃金が著しく不適当となった場合、労使の申出を待つことなく厚生労働大臣又は都道府県労働局長自らが職権で廃止することができる。

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年３月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

２　申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

（1）　新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

（略）

ロ　上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ)　関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

（ロ）及び（ハ）　（略）

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

２　運用面の改善について具体的な対応

（２）産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について②

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月６日中央最低賃金審議会了承）

2　関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。) 又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

審議前の勉強会等

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

○　労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
　審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、**公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている**。

○　**第１回専門部会開催前に勉強会を実施**し、特定最低賃金について理解を深めている。また、**運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている**。

審議の中での取組

公益委員による争点の明確化と働きかけにより、労使当事者間の自主的な協議がなされた結果、「必要性あり」へと合意形成が図られた事例

○　改正決定の必要性の有無の審議において、複数の業種について、労働者側委員と使用者側委員との主張が対立し議論が平行線となる中、**公益委員が争点を明確化した上で、自主的な協議の重要性を示し、審議の継続を提案。これを受け、労使双方が協議継続に合意した。**

○　その後、**労働者側委員と使用者側委員で協議を重ねた結果、複数の業種について順次結審に至る**とともに、残る業種についても考え方の整理が進み、最終的に折り合いがつき「必要性あり」で結審した。

審議の中での取組

小委員会において、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

○　労働者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張したが、使用者側委員は厳しい経営環境を踏まえ慎重姿勢を示していたため、**小委員会を設置し、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った**。

○　小委員会での意見交換の結果、**当該産業は県内の主要産業であること、人口流出への対応等の観点から特定最低賃金の必要性について認識が共有**され、使用者側も現実的な金額設定を前提に改正を容認するなど歩み寄りが見られ、最終的に労使の認識が一致し「改正の必要性あり」として全会一致となった。

審議の中での取組

産業の優位性確保の観点を踏まえ、関係労使の合意形成により「改正の必要性あり」となった事例

○　当該産業における**賃金水準の優位性を維持する必要性を整理したうえで、物価上昇率、春季労使交渉結果、企業の賃金支払能力から賃金引上げは可能であり、人材確保の観点**を踏まえ、「改正の必要性あり」と判断され、その後の金額審議では、**産業の実情に基づく判断が行われた**。

○　**小委員会の設置、当該産業の労使を参考人として招致したほか、現場視察の実施等、審議過程においても様々な取組が行われ**、労働者側委員と使用者側委員の共通認識の形成が図られた。

（注）参考事例は、令和６年度・７年度の地方最低賃金審議会の審議等の実態をもとに労働基準局賃金課にて作成。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

審議の中での取組

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

○　使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。
　使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「**使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした**。

○　次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

審議終了後に次年度に向けた調整を実施

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

○　使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、**データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。**

○　審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、**労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている**。

労使双方の歩み寄りが十分に行われなかった例

労使双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

○　改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員が、県の基幹産業であること、産業の魅力向上、人材確保等の観点から「必要性あり」と主張したのに対し、使用者側委員は、**厳しい経営環境や地域別最低賃金が近年、大幅に引き上げられていることを理由に「改正の必要性なし」と主張**。

○　**いかなる状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な議論がないまま、審議が終了している**。